

仕様書

1. 業務名

精華町第8期障害福祉計画及び精華町第4期障害児福祉計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、本町のこれまでの障害福祉サービスや地域生活支援事業等への取組状況を踏まえ、事業所ヒアリングや町民アンケート調査を通じた課題分析とニーズ等の把握により、今後の障害福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための新たな計画「精華町第8期障害福祉計画」及び「精華町第4期障害児福祉計画」を一体的に策定することを目的とする。なお、両計画については、「精華町第3次障害者基本計画」をはじめ、「精華町第6次総合計画」、「第4次精華町地域福祉計画」及び「せいかこどもプラン」等、精華町で策定しているその他の関連計画との整合を図るものとする。また、山城南圏域で取り組む課題もあるため、山城南圏域の福祉事業の現状や動向も踏まえ、業務を進めるものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 現状把握

本町の関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ①統計的把握
- ②上位計画及び関連計画や国の動向把握
- ③各障害福祉サービス及び各障害児通所支援等種別における利用実績と計画給付見込量の達成度とその評価
- ④障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握
- ⑤関係各課および関係機関等の現況把握（シートなどによる把握及びとりまとめ）
- ⑥保健福祉サービス関連施策の進捗状況や実態把握及び課題の抽出

(2) 相楽圏域および周辺地域の事業所に対するヒアリング調査（10箇所程度）

- ①各事業所における現状の把握（新規事業所及び障害児事業所等）
 - ・町内事業所を中心に近隣市町村の事業所を想定。
- ②ヒアリングシート（もしくはヒアリングフォーム）作成・集計
 - ・各事業所の今後の事業展開の展望等ヒアリング内容の記録をすること。
- ③ヒアリング結果の集計、分析
 - ・計画策定及び事業運営の基礎資料として有効な活用が図られるよう工夫すること。
 - ・ヒアリング結果及び分析結果を報告書として提出すること。

(3) 町民に対するアンケート調査

現行計画の目標達成状況の検証や今回策定する本計画の目標設定のため、アンケート調査（以下「調査」という。）を行う。

- ①対象者は、社会福祉課が把握している障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者のうち、無作為抽出した1,000名
- ②調査を実施するにあたり、受注者は次の点に留意して行うこととする。
 - ・調査票は、本町の現状と問題点、その改善策に反映される設問案とすること。
 - ・発注者が必要とする場合は、自立支援協議会等に設問内容について説明を行うこと。
 - ・調査に必要な調査票、依頼状、送付用封筒、返信用封筒、回答フォーム等、調査業務に必要な資料等のデータ作成及び印刷、発送業務をすること。（発送・返信の郵送料含む）
※ただし、調査票等の発送に必要な対象者のラベル作成は、発注者が行う。
 - ・本町に届いた回答済み調査票を受注者に送付する際の郵送料を負担すること。
 - ・回収された調査票のチェック、データ入力、集計処理、分析等を行うとともに、記述式自由意見の取りまとめを行う。分析については、クロス分析や表やグラフを用いるなど、計画策定及び事業運営の基礎資料として有効な活用が図られるよう工夫すること。
 - ・アンケート結果及び分析結果を報告書として提出すること。

(4) 各サービス目標値の推計等

- ①将来人口推計、各障害福祉サービス利用者、給付費等の推計及び分析
- ②障害福祉事業量の推計及び分析・障害福祉事業見込み量の確保のための方策の検討
- ③各事業の進捗管理のための指標及び数値目標の設定
- ④適宜、議会・委員会等への出席、記録対応

(5) 障害者施策の見直し及び転換についての方向性の整理

共生社会の実現に向けた取組みを後退させることなく、社会の変化や財政状況に対応した施策を実施するため、見直し及び転換の方向性を整理する。

- ①現状分析（障害者数や社会福祉費（扶助費）の推移、他市町村との比較）
- ②見直し及び転換の必要性
- ③見直し及び転換の内容（今後実施していくべき施策、廃止縮小をする個別給付施策（町独自事業：福祉手当等））
- ④転換のスケジュール・対応・予算の推移
- ①～④にかかる実態分析及び整理と説明用資料作成

(6) 計画案の作成

各調査結果をふまえ、基本方針、成果指標、見込み量、確保計画等を明確にするとともに、自立支援協議会での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、骨子案、計画書素案のとりまとめを行う。

- ①計画フレーム作成
- ②基本的方向性の検討

- ③骨子案の作成
- ④計画書素案の作成
- ⑤パブリックコメントの実施支援

(7) 会議等運営支援

- ①障害者自立支援協議会の開催（3回程度）
 - ・会議への出席、運営支援
※本計画の担当研究員が出席すること。
 - ・会議資料原稿データ作成
 - ・議事録の作成（要約）
- ②研究員との打ち合わせ（適宜実施）
 - ・計画の策定、進行に係る打ち合わせを適宜行う。

(8) 成果品

- ①打合せ及び協議会に係る議事録の作成
- ②アンケート結果及びヒアリング結果報告書の作成
- ③精華町第8期障害福祉計画書及び精華町第4期障害児福祉計画書の作成
 - ・A4判、表装カラー、本編はモノクロにすること。【200部納品】
 - ・精華町第8期障害福祉計画書及び精華町第4期障害児福祉計画書を1冊の冊子になるようページ割り振りをすること。
 - ・計画書は図表、グラフ、写真などを活用し、レイアウトに工夫を凝らし、解りやすく読みやすい誌面とすること。
 - ・SPコードをつけるなど、情報保障に配慮した形式とすること。
- ④精華町第8期障害福祉計画書及び精華町第4期障害児福祉計画書の概要版
 - ・A3版、両面、カラーにすること。
- ⑤その他関係資料
- ⑥①～⑤に係る原稿（ワードデータ）及びホームページ掲載用PDF版データ一式（CD-R等）
- ⑦成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに他に公表、貸与及び使用等してはならない。

5. その他

- (1) 業務の履行に関しては、本町担当者と綿密に協議しながら進めるものとする。
- (2) 今後、新たに国や京都府より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 業務実施にあたり個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行うこと。
- (4) 上記業務内容を遂行するにあたり発生する交通費・通信費等は発注者・受注者双方が負担する。

(5) 策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足、その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

(6) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ定める。

6. 策定スケジュール

	R8 7	8	9	10	11	12	R9 1月	2	3
(1) 現状の課題の整理	←→								
(2) 事業所ヒアリング等	←→								
(3) 町民アンケート調査	←→								
(4) サービス見込量の推計		←→							
(5) 障害者施策の見直し及び 転換についての方向性の整理		←→					→		
(6) 計画案の作成			←→				→		
パブリックコメント						←→			
(7) 自立支援協議会への参加		①			②			③	
まとめ							←→	←→	